

(別表1-2)事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類 設置場所		第1の事業					第2の事業			第3の事業				第4の事業		第5の事業	
		ビジョンに基づく場所			道の駅		特別な仕様 (フェリー等)	公共性を 有する場所 *1		特別な仕様 (高速道路等)	共同住宅及び 従業員駐車場等				法人・個人・自治体等 の専用の駐車場		既設充電設備
対象となる充電設備		急速	普通	機械式 駐車場 (充電用コンセント)	急速	普通	急速・普通	急速	普通	急速	急速	普通	充電用 コンセント *1	コンセント スタンド* *1	急速	普通 コンセントスタンド*	課金装置
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明						枠内上限なし			枠内上限なし					上限あり	上限あり	
(1) 充電設備等設置工事費	原則、充電設備1基当たりの補助上限額 ①～④の工事毎の審査結果の額と それぞれの上限額のいずれか低い方																
① 充電設備等設置工事費	搬入費を含む	55	25	20	55	25		55	25		55	25	0				20
② 電気配線工事費		125	55	150	150	105		125	55		125	55	55				40
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請者が必要に応じ選択	200			200			200			200						
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請者が必要に応じ選択	100			100			100			100						
															10	5	
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか 低い方																
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	ア、イのいずれかを申請者は選択	25	25	25	25	25		25	25								10
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置		65	65	65	65	65		65	65								15
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電器1基(1充電スペース)あ たりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか低い方 ただし、①～⑥の合計値は、工事全体の 上限額の範囲内						3,500			5,000							
① 駐車スペースのライン引き		5	5		5	5		5	5								
② 路面表示		15	15		15	15		15	15								
③ 屋根	③又は④	50	50		50	50		50	50								
④ 小屋	③又は④	70	70		70	70		70	70								
⑤ 充電設備防護用部材		10	10	20	10	10		10	10		10						
⑥ 電灯		10	10		10	10		10	10								
	工事全体の上限額	90	90	20	90	90		90	90		10						
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか低い方 ただし①～⑥の合計値は、費用全体の 上限額の範囲内																
① 雑材・消耗品費、養生費		5	5	5	5	5		5	5		5	5	5				
② レイアウト検討・図面作成費		35	25	35	35	25		35	25		35	25	25				
③ 安全誘導員費		15	15	15	15	15		15	15		15	15	15				
④ 停電回避費		10	10	10	10	10		10	10		10	10	10				
⑤ 充電スペース造成費	道の駅、高速道路等への設置時のみ				50	50											
⑥ 諸経費		30	15	30	30	15		30	15		30	15	15				
	費用全体の上限額	95	70	95	145	120		95	70		95	70	70				
(1)～(4)の工事費の合算上限額(充電設備等を一基(装置)申請する場合)		730	305	350	805	405		730	305		585	150	125				75

*1 機械式駐車場に設置されるコンセント等の工事に係る補助金交付上限額は第1の事業の「機械式駐車場」の工事の額を適用する。

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別途センターが審査する。